教育委員会訓令第　　号

三次市教育委員会事務決裁規程及び三次市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令（案）新旧対照表

第１条（三次市教育委員会事務決裁規程の一部改正）

改　　正　　案	現　　　　行
（専決の範囲） 第４条　教育部長，課長は，この訓令の定めるところにより，教育長の権限に属する所属事務を専決するものとする。ただし，次の各号に該当する事務については，教育長の決裁を経なければならない。 ⑴～⑸　略 （教育部長の専決事項） 第５条　教育部長は，教育長の権限に属する事務のうち，次に掲げる事項を除き，専決することができる。 ⑴～⑷　略 ⑸　職員（教育長並びに教育部長及び次長）の職務専念義務の免除に関すること。 ⑹　職員（教育長並びに教育部長及び次長）の旅行命令並びに休暇の承認及び欠勤届その他の諸届の処理に関すること。 ⑺　略 ２　前項に掲げるもののほか，教育部長限りで専決できる事項は，三次市事務決裁規程（平成１６年三次市訓令第４号）別表第１の主務部長専決事項の欄に掲げるものとする。 （課長等の専決事項） 第７条　課長等限りで専決できる事項は次のとおりとする。 教育企画課長 ⑴　教育委員会事務局内部の調整	（専決の範囲） 第４条　教育次長，課長は，この訓令の定めるところにより，教育長の権限に属する所属事務を専決するものとする。ただし，次の各号に該当する事務については，教育長の決裁を経なければならない。 ⑴～⑸　略 （教育次長の専決事項） 第５条　教育次長は，教育長の権限に属する事務のうち，次に掲げる事項を除き，専決することができる。 ⑴～⑷　略 ⑸　職員（教育長及び教育次長）の職務専念義務の免除に関すること。 ⑹　職員（教育長及び教育次長）の旅行命令並びに休暇の承認及び欠勤届その他の諸届の処理に関すること。 ⑺　略 ２　前項に掲げるもののほか，教育次長限りで専決できる事項は，三次市事務決裁規程（平成１６年三次市訓令第４号）別表第１の主務部長専決事項の欄に掲げるものとする。 （課長等の専決事項） 第７条　課長等限りで専決できる事項は次のとおりとする。 文化と学びの課長 ⑴　教育委員会事務局内部の調整

に係る会議の開催に関すること。	に係る会議の開催に関すること。
⑵　規則等の公布手続に関すること。	⑵　規則等の公布手続に関すること。
⑶　職務に専念する義務の免除に関することで軽易なもの。	⑶　職務に専念する義務の免除に関することで軽易なもの。
	⑷　社会教育計画のうち，定例又は簡易なものの策定及び実施に関すること。
	⑸　社会教育施設の管理に関すること。
	⑹　社会教育施設の相互の連絡調整に関すること。
	⑺　社会教育関係団体の育成指導並びに連絡調整に関すること。
	⑻　文化財の保護及び管理に関すること。
	⑼　文化財の調査及び報告に関すること。
	⑽　文化財の活用に関すること。
	⑾　芸術・文化施設の管理に関すること。
	⑿　芸術・文化施設の相互の連絡調整に関すること。
	⒀　芸術・文化団体の育成指導並びに連絡調整に関すること。
	⒁　文化財保護委員会委員に関すること（任免を除く。）。
学校教育課長	学校教育課長
⑴　学齢児童，生徒の入学及び転学の処理に関すること。	⑴　学齢児童，生徒の入学及び転学の処理に関すること。
⑵　準要保護児童生徒の認定に関すること。	⑵　準要保護児童生徒の認定に関すること。
⑶　宿泊を要しない修学旅行の届出及び学校行事の届出の受理に関すること。	⑶　宿泊を要しない修学旅行の届出及び学校行事の届出の受理に関すること。
⑷　学校休業日の変更及び振替授業並びに臨時休業届出の受理に関すること。	⑷　学校休業日の変更及び振替授業並びに臨時休業届出の受理に関すること。
⑸　児童生徒の入学期日の通知及び就学すべき小学校又は中学校	⑸　児童生徒の入学期日の通知及び就学すべき小学校又は中学校

の指定に関すること。	の指定に関すること。
⑹　児童生徒の出席停止措置に関すること。	⑹　児童生徒の出席停止措置に関すること。
	⑺　学校給食の運営に関すること。
⑺　教育推進計画のうち，軽易なものの策定及び実施に関すること。	⑻　教育推進計画のうち，軽易なものの策定及び実施に関すること。
⑻　各種研修会における課題及び講師の認定に関すること。	
⑼　教職員に対する学校教育に関する専門的な指導に関すること。	
⑽　教科書又は準教科書として併用する副読本，解説書，参考書等の届出に関すること。	
学校給食担当課長	
⑴　学校給食の運営に関すること。	
社会教育課長	
⑴　社会教育計画のうち，定例又は簡易なものの策定及び実施に関すること。	
⑵　社会教育施設の管理に関すること。	
⑶　社会教育施設の相互の連絡調整に関すること。	
⑷　社会教育関係団体の育成指導並びに連絡調整に関すること。	
⑸　文化財の保護及び管理に関すること。	
⑹　文化財の調査及び報告に関すること。	
⑺　文化財の活用に関すること。	
⑻　芸術・文化施設の管理に関すること。	
⑼　芸術・文化施設の相互の連絡調整に関すること。	
⑽　芸術・文化団体の育成指導並びに連絡調整に関すること。	
⑾　文化財保護委員会委員に関す	

<table>
<tr>
<td>
ること（任免を除く。）。

（代決）
第１０条　決裁権者が不在の場合は，次の区分に応じ代決することができる。
<table>
<tr><td>決裁区分</td><td>第１順位</td><td>第２順位</td></tr>
<tr><td>教育長</td><td>教育部長</td><td>次長</td></tr>
<tr><td>教育部長</td><td>次長</td><td>教育企画課長
学校教育課長
社会教育課長
学校給食担当課長</td></tr>
<tr><td>課長</td><td>主務課係長等</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>
他の課長
⑴　各種研修会における課題及び講師の認定に関すること。
⑵　教職員に対する学校教育に関する専門的な指導に関すること。
⑶　教科書又は準教科書として併用する副読本，解説書，参考書等の届出に関すること。
（代決）
第１０条　決裁権者が不在の場合は，次の区分に応じ代決することができる。
<table>
<tr><td>決裁区分</td><td>第１順位</td><td>第２順位</td></tr>
<tr><td>教育長</td><td>教育次長</td><td>文化と学びの課長</td></tr>
<tr><td>教育次長</td><td>文化と学びの課長</td><td>学校教育課長
他の課長</td></tr>
<tr><td>課長</td><td>主務課係長等</td><td></td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

第２条（三次市教育委員会文書取扱規程の一部改正）

<table>
<tr><td>改　　正　　案</td><td>現　　　　行</td></tr>
<tr>
<td>
別表（第２条関係）
<table>
<tr><td>教育企画課</td><td>教教</td></tr>
<tr><td>学校教育課</td><td>教学</td></tr>
<tr><td>社会教育課</td><td>教社</td></tr>
</table>
</td>
<td>
別表（第２条関係）
<table>
<tr><td>文化と学びの課</td><td>教文</td></tr>
<tr><td>学校教育課</td><td>教学</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>